

国立大学法人東京医科歯科大学国際学生宿舎管理運営規則

〔平成16年4月1日
規則第188号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第4号）第71条第2項の規定に基づき、国際学生宿舎（以下「宿舎」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 宿舎は、本学に在学する学生に対する勉学環境の整備を目的とする。

（入居資格及び定員）

第3条 宿舎に入居できる者は、本学に在学する女子学生（外国人留学生を含む。）とし、定員は50名とする。

（管理運営責任者）

第4条 宿舎の管理運営責任者は、学生支援・保健管理機構長とする。

（委員会）

第5条 管理運営責任者は、宿舎の管理運営に関する次の事項については、本学学生支援・保健管理機構運営委員会運営委員会（以下「委員会」という。）の審議を経るものとする。

- (1) 宿舎の管理運営に関する基本方針
- (2) その他宿舎の管理運営に関する重要事項

（入居願）

第6条 宿舎に入居を希望する者は、所定の入居願に必要書類を添えて、管理運営責任者に願い出るものとする。

（入居する者の選考及び許可）

第7条 入居する者の選考及び許可は、前条の入居希望者の中から委員会の議を経て、管理運営責任者が行う。

（入居手続）

第8条 入居の許可を受けた者は、所定の期限までに入居手続を行い、指定された期日までに入居しなければならない。

（入居期間）

第9条 入居期間は、原則として1年以内とする。ただし、管理運営責任者が特別の理由があると認めるときは、委員会の議を経て、入居期間の延長を許可することができる。

（入居期間延長願）

第10条 入居期間の延長を希望する者は、所定の期日までに所定の入居期間延長願に必要書類を添えて、管理運営責任者に願い出て、その許可を得なければならない。

2 入居期間延長願の提出は、原則1回限りとする。

(許可の取消し)

第11条 管理運営責任者は、入居の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入居の許可を取消すものとする。

(1) 正当な理由なく、第8条に定める入居手続を完了しないとき、若しくは指定された期日までに入居しないとき。

(2) 第6条及び第10条に定める書類に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

(寄宿料)

第12条 入居した者(以下「入居者」という。)は、東京医科歯科大学における授業料、入学料及び検定料等に関する規則(平成16年規則第66号)に定める寄宿料を毎月その月の分を翌月の27日(27日が休日の場合はその直後の営業日)に入居時に指定した銀行からの口座引落により納入する。

2 入居又は退去の日が月の途中であっても、その月の寄宿料1月分を納入しなければならない。

3 既納の寄宿料は、還付しない。

(寄宿料以外の経費の負担)

第13条 入居者が私生活のために消費する寄宿料以外の経費は、入居者の負担とする。

2 前項の寄宿料以外の経費とは、次の各号に掲げる経費をいう。

(1) 居室の光熱水料等の経費(以下「居室経費」という。)

(2) 多目的室の光熱水料等の経費(以下「共益費」という。)

(3) 退去時の居室の清掃に必要な経費(以下「退去時居室清掃費」という。)

3 居室経費及び共益費の支払い方法は次のとおりとする。

(1) 水道料及び共益費は、寄宿料とあわせて毎月納入しなければならない。ただし、共益費については入居者全員の数で除した金額とする。

(2) 電気・ガス料金は、入居者が供給会社と契約し、負担しなければならない。

4 退去時居室清掃費は、入居時に納入しなければならない。

5 退去時居室清掃費は、精算後残額がある場合には退去者に返還する。また、不足がある場合は不足金額を退去者に請求のうえ、これを管理運営責任者の指定する者に納入しなければならない。

(施設等の保全)

第14条 入居者は、宿舍の施設、設備及び備品(以下「施設等」という。)の保全並びに快適な環境の保持に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 居室を居住以外の目的に使用しないこと。

(2) 居室及び共用施設は、常に良好な状態で使用し、許可なく工作を加えないこと。

(3) 防火管理、衛生管理及び災害防止等に関し、管理運営責任者及びその指定する者の指示に従い、これに協力すること。

2 故意又は過失により、施設等を滅失し、損傷又は汚損した者は、速やかにこれを現状に回復し、又はその現状の回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退去手続)

第15条 入居者が退去を希望するときは、事前に管理運営責任者に所定の退去願を提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の承認を得ようとする者は、事前に居室の施設等について、管理運営責任者の指定する者の点検を受け、その指示に従わなければならない。

(退去措置)

第16条 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退去しなければならない。

(1) 本学の学生としての身分を失ったとき。

(2) 第9条本文に定める入居期間を経過したとき。

(3) 寄宿料及び第13条に定める経費を3月以上滞納したとき。

2 入居者が、前項の規定に違反して居住を続けるときは、管理運営責任者は、その者に対し、退去を命ずるものとする。

3 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理運営責任者は、委員会の議を経て、退去を命ずることができる。

(1) 停学処分を受けたとき。

(2) 3月以上の休学を認められたとき。

(3) 学業成績不良による留年

(4) 宿舎における風紀又は秩序を乱す行為のあったとき。

(5) 疾病その他保健衛生上共同生活に不適當であると認められるとき。

4 前条第2項の規定は本条に準用する。

(入居者以外の宿泊禁止)

第17条 宿舎には、入居者以外の者を宿泊させてはならない。

(庶務)

第18条 宿舎に関する庶務は、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室において処理する。

(雑則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て、管理運営責任者が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月9日規則第32号)

この規則は、平成20年7月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年7月7日規則第38号)

この規則は、平成21年7月7日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年4月15日規則第53号)

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月1日規則第26号)

この規則は、平成24年3月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年5月29日規則第70号)

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年1月29日規則第3号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日において現に本学国際学生宿舎に入居している者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年5月21日規則第39号）

この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月29日規則第18号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日において現に本学国際学生宿舎に入居している者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。